

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う

五所川原商工会館 貸し会議室のご利用について(お願い)

(令和2年10月1日より当面の間対応)

令和2年10月1日以降より当面の間、五所川原商工会館の貸し会議室のご利用に際しましては、新型コロナウイルス感染防止のため下記のとおりご理解とご対応をお願いします。

記

下記「感染防止のためのご対応」へのご協力をお願いします。なお、ご利用形態（来場見込数、3密、机椅子の設置数およびレイアウトなど）によっては、商工会議所から改善をお願いする場合がございます。また、感染拡大防止の対応が十分に実施できないと判断する場合は貸し出しを見合わせる場合もございます。

お申し込みの際に企業・団体等での感染防止対策の取り組みや来館予定スタッフについて確認したり、それに関する資料の提供を求めたりする場合があります。

感染防止のためのご対応

1. 対人距離を1 m以上確保してください。
2. 感染防止対策により各室ごとに設定している収容人員の範囲内でご利用をお願いいたします。
※感染状況によっては、さらに収容人員を減らしていただく場合もございます。
3. 席数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席するなどご対応ください。
4. 咳エチケット、マスク着用、手洗い、アルコール消毒液等の準備による手指消毒を徹底してください。
5. 来場者やスタッフに次の者がいる場合は来館を見合わせるよう事前案内してください。
 - ①来館前の検温を促した上で、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - ②息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
6. 利用中は定期的に会議室の換気を行ってください。
7. 政府等のガイドラインによる感染拡大防止対策の観点から上記1から6の他にも商工会議所が求める場合がありますのでご協力ください。